

目 次

第5版への序文
初版への序文
注意事項及び凡例

第I編 年金保険法の基本理論

序 説	2
第1章 「年金」及び「保険」の意義	7
第1節 年 金	7
第1款 年金の意義	7
第1項 定期的に支払われる金銭給付 (7)	
第2項 長期間支払われる金銭給付 (8)	
第2款 年金の種類	9
第1項 公的年金と私的年金 (9)	
第2項 老齢年金、障害年金及び遺族年金 (11)	
第3項 終身年金と有期年金 (14)	
第4項 定額年金と所得比例年金 (14)	
第5項 確定給付年金、確定拠出年金及び仮想的確定拠出年金 (16)	
第6項 世帯単位の年金と個人単位の年金 (18)	
第2節 保 険	20
第1款 保険の意義	20
第1項 概説 (20)	
第2項 私的保険の保険性 (21)	
第3項 公的保険の保険性 (22)	
第2款 保険関係の意義	25
第1項 私的保険の保険関係 (25)	
第2項 公的保険の保険関係 (27)	
第3款 保険の種類	28
第1項 公的保険の種類 (28)	
第2項 私的保険の種類 (30)	
第3項 アルペン型保険とアングロサクソン型保険 (30)	
第4款 保険とリスク	30

第1項 リスクの発生確率と予測可能性 (30) 第2項 大数の法則及び年金数理 (32) 第3項 モラル・ハザード、逆選択及びリスク選択 (33) 第4項 保険料の掛け捨てと掛け捨て防止 (36) 第5項 老齢年金とリスク (37) 第6項 保険と貯蓄 (39)

第5款 保険の原則 39

第1項 給付反対給付均等の原則 (39) 第2項 収支相等の原則 (40) 第3項 保険事業と保険の原則 (41)

第2章 公的年金保険 43

第1節 公的年金及び公的年金保険 43

第1款 公的年金の意義、必要性、目的・性格及び機能 43

第1項 意義 (43) 第2項 必要性 (44) 第3項 目的・性格 (47) 第4項 機能 (51)

第2款 公的年金制度の保障方式 53

第1項 社会保険方式と社会扶助方式 (53) 第2項 二つの保障方式の違い (56) 第3項 保険原理と扶助原理 (58) 第4項 二つの保障方式のメリットとデメリット (62) 第5項 社会保険における対価性 (66) 第6項 社会保険における権利性 (72) 第7項 社会保険と連帯及び自治 (76)

第3款 公的年金制度の体系及び評価基準 79

第1項 制度体系 (79) 第2項 被用者年金制度の一元化 (80) 第3項 公平性その他年金制度の評価基準 (82)

第4款 公的年金保険の財政方式 88

第1項 積立方式と賦課方式 (88) 第2項 二つの財政方式の性格の違い (89) 第3項 積立方式から賦課方式への移行 (90) 第4項 積立方式への移行の提案 (92)

第2節 公的年金保険法 94

第1款 公的年金保険法の法律関係 94

第1項 年金保険関係 (94) 第2項 2者間又は3者間の法律関係 (95)

第2款 公的年金保険法と強制適用 96

第1項 適用 (96) 第2項 国民への強制適用 (97) 第3項 事業所への厚生年金の強制適用 (99)

第3款 我が国の公的年金保険法とその種類 100

第4款 我が国の公的年金保険法の形成過程 101

第1項 明治期から第2次世界大戦まで (制度生成期) (102) 第2

- 項 第2次世界大戦後から国年法の制定前まで（制度復興期）（105）
 第3項 国年法の制定から福祉元年まで（制度充実期）（107） 第4
 項 福祉元年から現在まで（制度改革期）（108）

第Ⅱ編 国民年金法及び厚生年金保険法

序 説	114
第3章 強制適用、保険者、被保険者、適用事業所、 国際社会保障協定、標準報酬及び不服申立て	117
第1節 強制適用	117
第1款 強制適用の意義	117
第2款 強制適用の理由及び憲法適合性	119
第1項 強制適用の理由（119）	第2項 強制適用の憲法適合性（120）
第2節 保険者	121
第1款 政府による年金事業の管掌及び行政機関等の事務・ 権限	121
第1項 政府管掌年金事業（121）	第2項 厚生労働省、厚生労働大臣及び地方厚生（支）局長等の事務・権限（122）
第3項 市町村（長）の事務（124）	第4項 共済組合の事務・権限（124）
第5項 政府による広報等の事業及び広報、教示等を行わなかった場合の法的責任（125）	
第2款 日本年金機構	128
第1項 年金機構の組織・機構及び設置目的（129）	第2項 厚生労働大臣の権限に係る事務の委任及び事務の委託（129）
第3項 年金機構のその他の事務及び外部委託（131）	第4項 年金委員（133）
第3節 国民年金の被保険者	133
第1款 被保険者資格とその種別	133
第1項 第1号被保険者（133）	第2項 任意加入被保険者（137）
第3項 第2号被保険者（139）	第4項 第3号被保険者（139）
第2款 被保険者資格の得喪の事由及び時期	144
第1項 資格取得の事由及び時期（144）	第2項 資格喪失の事由及び時期（145）
第3項 任意脱退（146）	

- 第3款 被保険者資格の得喪等の届出 146
- 第1項 概説 (146)
 - 第2項 第1号被保険者 (147)
 - 第3項 第2号被保険者 (149)
 - 第4項 第3号被保険者 (149)
 - 第5項 第3号被保険者に係る特例届出及び保険料納付済期間の特例 (150)
 - 第6項 重複3号期間が事後的に判明した場合の保険料納付済期間の特例 (151)
 - 第7項 3号不整合記録がある者に係る特例届出及び特例措置 (152)

第4款 基礎年金番号、年金原簿及び年金記録の訂正 153

第1項 基礎年金番号、番号法による番号及び年金原簿 (153)

第2項 年金記録の訂正 (155)

第4節 厚生年金の被保険者 156

第1款 適用事業所 156

第1項 強制適用事業所 (157)

第2項 任意包括適用事業所及び擬制的任意適用事業所 (159)

第3項 一括適用事業所 (160)

第2款 被保険者資格とその種類及び種別 161

第1項 被保険者資格 (161)

第2項 「使用される者」の意義 (162)

第3項 被保険者資格の種類及び種別 (167)

第3款 適用除外者 169

第1項 一時的・臨時的に使用される者 (169)

第2項 短時間労働者 (171)

第4款 被保険者資格の得喪の事由及び時期 174

第1項 資格取得の事由及び時期 (174)

第2項 資格喪失の事由及び時期 (175)

第5款 被保険者資格の得喪の確認 176

第1項 厚生労働大臣による確認 (176)

第2項 確認の意義 (177)

第3項 確認の効力 (178)

第4項 被保険者による確認の請求 (179)

第6款 被保険者資格得喪等の届出、厚生労働大臣による通知、年金記録等 180

第1項 被保険者資格得喪等の届出 (180)

第2項 厚生労働大臣による通知 (181)

第3項 被保険者資格取得の届出を怠った場合の事業主の責任 (182)

第4項 被保険者に関する事項の記録 (182)

第5節 外国人への適用、脱退一時金の支給及び国際社会保障協定 183

第1款 外国人への適用及び脱退一時金の支給 183

第1項 外国人への国年・厚年法の適用 (183)

第2項 不法残留者等に対する適用問題 (184)

第3項 脱退一時金の支給 (187)

- 第2款 国際社会保障協定 189
第1項 国際社会保障協定締結の背景・理由 (189) 第2項 国際
社会保障協定と年金保険法 (191) 第3項 日独社会保障協定 (192)
第4項 社会保障協定実施法 (193)

第6節 標準報酬 194

- 第1款 標準報酬制度 194
第1項 標準報酬制度の意義 (194) 第2項 標準報酬額と保険料
額・年金額との関係 (195)
第2款 標準報酬月額及び標準賞与額 196
第1項 報酬及び賞与の意義 (196) 第2項 標準報酬月額及び標
準賞与額 (197) 第3項 養育期間標準報酬月額特例 (198) 第4
項 標準報酬額の決定及び改定 (199) 第5項 産前産後休業終了
時改定及び育児休業等終了時改定 (205)
第3款 平均標準報酬額 206

第7節 不服申立て 207

- 第1款 不服申立ての意義及び適用法令 207
第1項 不服申立ての意義及び行政不服審査法等の改正 (207) 第2
項 適用法令 (209)
第2款 審査機関 209
第3款 審査官又は審査会に(再)審査請求をすることができる
処分 210
第1項 国民年金に関する処分 (210) 第2項 厚生年金に関する
処分 (211) 第3項 不服申立ての理由の制限 (211)
第4款 審査請求人及び再審査請求人 211
第1項 審査請求人及び再審査請求人 (214) 第2項 厚生労働大
臣等による審査請求等の可否 (212)
第5款 審査請求及び再審査請求の期間 213
第1項 審査請求の期間 (213) 第2項 再審査請求の期間 (215)
第3項 みなし棄却決定 (215)
第6款 審査請求及び再審査請求にかかわる法的効果 215
第7款 審査請求前置主義 217
第1項 審査請求前置主義とその意義 (217) 第2項 審査請求前
置主義の例外 (218)

第8節 雑 則 219

- 第1款 戸籍事項の無料証明及び届出等 219
第1項 戸籍事項の無料証明 (219) 第2項 届出等 (220)

- 第2款 被保険者及び受給権者に関する調査 221
 - 第1項 被保険者に関する調査 (221)
 - 第2項 受給権者に関する調査 (222)
- 第3款 共済組合から厚生労働大臣への報告等 223
- 第4款 官公署等に対する資料の提供等の請求及び統計調査 223
 - 第1項 資料の提供等の請求 (223)
 - 第2項 統計調査 (224)

第4章 保険給付総論 226

第1節 保険給付の種類、趣旨・目的、給付体系及び給付水準 227

- 第1款 種類及び趣旨・目的 227
 - 第1項 種類 (227)
 - 第2項 趣旨・目的 (227)
- 第2款 給付体系及び給付水準 228
 - 第1項 給付体系 (228)
 - 第2項 給付水準 (229)

第2節 受給権及び保険給付通則 232

- 第1款 受給権 232
 - 第1項 基本権と支分権 (232)
 - 第2項 受給権の裁定請求及び裁定請求権 (233)
 - 第3項 受給権の裁定及び受給権の発生 (238)
 - 第4項 裁定処分取消し及び取消権の制限 (240)
 - 第5項 受給権と財産権保護 (243)
 - 第6項 一身専属権 (245)
- 第2款 端数処理、支給期間、支払期月及び支払方法 246
 - 第1項 端数処理 (246)
 - 第2項 支給期間及び支給停止期間 (247)
 - 第3項 支払期月 (247)
 - 第4項 支払方法 (248)
- 第3款 被保険者期間 248
 - 第1項 被保険者期間と年金の受給資格・年金額との関係 (248)
 - 第2項 保険料納付済期間 (249)
 - 第3項 保険料免除期間 (250)
 - 第4項 合算対象期間 (251)
 - 第5項 未納・未加入期間及び保険料滞納期間 (252)
 - 第6項 保険料時効消滅期間 (254)
 - 第7項 被保険者期間の計算 (256)

第3節 スライド 256

- 第1款 自動スライド及び年金水準の政策改定 256
- 第2款 物価スライド、賃金スライド及び手取り賃金スライド 257
- 第3款 通常のスライド 258
 - 第1項 改定率及び再評価率とその改定 (259)
 - 第2項 新規裁定年金と既裁定年金の意義 (259)
 - 第3項 8割ルール (260)
 - 第4

項	新規裁定年金のスライド (261)	第5項	既裁定年金のスライド (262)	第6項	スライドの特例措置 (262)
第4款	マクロ経済スライド	263			
第1項	マクロ経済スライドの趣旨 (263)	第2項	新規裁定年金のマクロ経済スライド (264)	第3項	既裁定年金のマクロ経済スライド (266)
第4項	名目下限措置とキャリーオーバー制度 (267)	第5項	マクロ経済スライドの特例措置 (268)	第6項	モデル年金とその代替率の下限 (269)
第7項	マクロ経済スライドと年金の実質価値維持 (272)	第8項	令和4年度のスライド及びマクロ経済スライド (272)		
第4節	受給権の保護	273			
第1款	受給権保護の意義	273			
第2款	譲渡禁止	275			
第1項	譲渡禁止とその効果 (275)	第2項	離婚時の財産分与と年金受給権 (276)		
第3款	担保提供禁止	276			
第1項	恩給担保貸付に係る判例 (277)	第2項	貸金業者年金担保貸付 (277)	第3項	金融機関年金担保貸付 (279)
第4款	差押禁止	283			
第1項	年金受給権の差押禁止 (283)	第2項	配偶者による他方配偶者の年金受給権の差押え (285)	第3項	年金預貯金債権の差押え (287)
第5款	公租公課禁止	291			
第1項	公租公課禁止の趣旨 (291)	第2項	公租公課の意義 (292)	第3項	年金からの税、保険料等の源泉徴収 (292)
第5節	給付の制限	294			
第1款	受給権の制限及び支給の制限	294			
第1項	給付の制限 (294)	第2項	受給権の制限及び絶対的・相対的給付制限 (296)	第3項	支給の制限 (300)
第2款	併給調整	301			
第1項	併給調整の意義 (301)	第2項	併給調整規定の憲法適合性 (302)	第3項	国年・厚年法の給付相互の併給調整 (303)
第4項	国年・厚年法の給付と他の社会保障給付との併給調整 (306)				
第3款	所得制限	308			
第4款	受給権者の申出による支給停止	308			
第5款	年金と損害賠償との調整(給付免責及び第三者求償)	309			
第1項	給付免責、第三者求償及び損害賠償の法律関係 (309)				

第2項	第三者求償 (311)	第3項	給付免責 (316)	第4項	損害賠償額の算定と年金 (318)
第6款	年金の過払分の返還	326			
第1項	過払分の返還 (326)	第2項	返還額 (328)		
第7款	内払調整及び過誤払調整	330			
第1項	内払調整 (330)	第2項	過誤払調整 (332)		
第6節	受給権の消滅	333			
第1款	概説	333			
第2款	死亡	334			
第1項	通常の死亡及び法定死 (334)	第2項	被保険者等が失踪宣告を受けた等の場合の年金の取扱い (335)	第3項	死亡の推定 (338)
第4項	認定死亡等 (340)				
第3款	消滅時効	340			
第1項	消滅時効制度の趣旨 (341)	第2項	基本権と支分権の時効 (342)	第3項	時効期間 (342)
第4項	時効の起算点 (343)	第5項	時効の完成猶予及び更新 (347)	第6項	時効の援用及び時効利益の放棄 (350)
第7項	時効消滅した受給権に係る年金等の特例支給 (年金時効特例法) (352)				
第7節	未支給年金	353			
第1款	支給要件	353			
第2款	支給対象遺族	354			
第1項	遺族の範囲及び順位 (354)	第2項	生計同一要件 (356)	第3項	先順位者が受給することなく死亡した場合の取扱い (357)
第3款	未支給年金の支給と相続との関係	358			
第1項	未支給年金の支給と相続との異同 (358)	第2項	相続的構成否定説と相続的構成肯定説 (358)		
第4款	未支給年金の支給の根拠	360			
第1項	財産権説 (360)	第2項	遺族の生活保障説 (361)	第3項	その他の説 (362)
第4項	未支給年金を根拠とする訴訟の承継の可否 (362)				
第8節	未払年金の遅延損害金及び給付遅延特別加算金の支給	363			
第1款	未払年金の遡及支払と遅延損害金	363			
第1項	未払年金の遡及支払 (363)	第2項	未払年金に係る遅延損害金の支払の可否 (364)		
第2款	給付遅延特別加算金の支給	365			

第9節 不正利得の徴収及び不正受給罪 366

第1款 不正利得の徴収 366

第2款 不正受給罪 367

第5章 保険給付各論（老齢給付） 368

第1節 老齢給付概説 368

第2節 老齢基礎年金 369

第1款 支給要件 369

第1項 概説(369) 第2項 保険料納付済・免除期間要件(369)

第3項 年齢要件(370) 第4項 受給資格期間要件(371)

第2款 支給の繰下げ 372

第1項 支給の繰下げと繰上げ(372) 第2項 支給繰下げの要件(374) 第3項 支給繰下げの申出をせずに、70歳以後に裁定請求した場合の特例(375) 第4項 年金の増額(375)

第3款 支給の繰上げ 376

第1項 支給繰上げ制度の問題点(376) 第2項 支給繰上げの要件(376) 第3項 年金の減額その他の不利益(377)

第4款 年金額 378

第1項 年金額の計算(378) 第2項 保険料免除期間がある場合の年金額の計算(379) 第3項 未納・未加入期間、合算対象期間等がある場合の年金額の計算(381)

第5款 振替加算 382

第1項 意義(382) 第2項 要件(383) 第3項 加算額(384)

第6款 受給権の消滅 385

第7款 付加年金 385

第3節 本来支給の老齢厚生年金 386

第1款 支給要件及び給付の制限 386

第2款 支給の繰下げ 388

第1項 支給繰下げの要件(388) 第2項 年金の増額(389)

第3款 支給の繰上げ 390

第1項 支給繰上げの要件(390) 第2項 年金の減額その他の不利益(391)

第4款 在職支給停止（在職老齢年金の支給） 392

第1項 在職支給停止の趣旨(392) 第2項 高在老年金と低在老年金(392) 第3項 在職支給停止の要件(394) 第4項 在職支

給停止の方法 (395)	
第5款 雇用保険の給付との調整	397
第1項 基本手当との調整 (397)	
第2項 高年齢雇用継続給付との調整 (398)	
第6款 年金額	401
第1項 年金額の計算 (401)	
第2項 平均標準報酬(月)額 (401)	
第3項 給付乗率 (402)	
第4項 被保険者期間 (403)	
第5項 在職定時改定及び退職改定 (404)	
第6項 経過的加算 (405)	
第7款 受給権の消滅	405
第8款 加給年金	406
第1項 趣旨及び要件 (406)	
第2項 加算の対象者 (406)	
第3項 加給年金及び特別加算の額 (407)	
第4項 加算の終了 (408)	
第4節 特別支給の老齢厚生年金	409
第1款 支給開始年齢の引上げ及びスケジュール	409
第2款 支給要件及び給付の制限	411
第3款 年金額	412
第4款 受給権の消滅	413
第5節 離婚時の年金分割	413
第1款 制度創設の趣旨	414
第2款 年金分割の方法	415
第1項 標準報酬の改定による年金分割 (415)	
第2項 合意分割と第3号分割 (415)	
第3項 按分割合及び改定割合 (417)	
第4項 年金分割と財産分与との関係 (417)	
第3款 標準報酬の改定	418
第1項 情報提供の請求 (419)	
第2項 標準報酬改定の請求 (419)	
第3項 標準報酬の改定 (421)	
第4款 年金分割の割合	423
第1項 夫婦の合意による場合 (423)	
第2項 家庭裁判所の処分による場合 (423)	
第5款 年金分割の対象	425
第1項 対象夫婦 (425)	
第2項 対象年金 (426)	
第3項 対象期間及び特定期間 (427)	
第4項 離婚時みなし被保険者期間 (429)	
第6章 保険給付各論 (障害給付)	431
第1節 障害給付概説	431

第2節 拠出制の障害基礎年金 433

第1款 支給要件 433

第2款 初診日被保険者要件 433

第1項 概説(433) 第2項 初診日の意義(434) 第3項 学生
無年金障害者訴訟と初診日被保険者要件(435) 第4項 確定診断
の必要性(437)

第5項 初診日の拡張解釈の可否(438)

第3款 障害要件 438

第1項 障害等級(438) 第2項 障害認定日(440) 第3項 事
後重症(442) 第4項 障害の併合認定(443)

第4款 3分の2要件及び直近1年間要件 445

第1項 3分の2要件(445) 第2項 直近1年間要件(448)

第5款 給付の制限 448

第6款 年金額 449

第1項 年金額の計算(449) 第2項 年金額の改定(450) 第3
項 「18歳未満の子」に係る加算及び振替加算(451)

第7款 受給権の消滅 452

第3節 無拠出制の障害基礎年金 453

第1款 趣旨 453

第2款 支給要件 454

第3款 給付の制限 455

第1項 併給調整による支給停止(456) 第2項 刑事施設等に拘
禁されている場合の支給停止(456) 第3項 所得制限(457)

第4款 年金額及び受給権の消滅 458

第4節 障害厚生年金 458

第1款 支給要件 459

第2款 初診日被保険者要件並びに3分の2要件及び 直近1年間要件 460

第3款 障害要件 460

第1項 障害等級(460) 第2項 事後重症(460) 第3項 障害
の併合認定(461)

第4款 給付の制限 462

第5款 年金額 463

第1項 年金額の計算(463) 第2項 年金額の改定(464) 第3
項 最低保障額(466) 第4項 加給年金(467)

第 6 款	受給権の消滅	468
第 5 節	障害手当金	469
第 1 款	支給要件	469
第 2 款	手当金額	470
第 7 章	保険給付各論（遺族給付）	471
第 1 節	遺族給付概説	471
第 2 節	遺族及び生計維持・生計同一の意義	475
第 1 款	遺族の意義	475
第 1 項	法律婚の配偶者	(475)
第 2 項	事実上の離婚状態にある法律婚の配偶者	(476)
第 3 項	事実婚の配偶者	(479)
第 4 項	重婚的内縁の配偶者	(481)
第 5 項	一夫多妻婚を認める国の国籍を有する者の複数の妻	(484)
第 6 項	婚姻障害がある配偶者	(485)
第 7 項	遺族給付に係る男女差と平等原則	(489)
第 8 項	子	(491)
第 9 項	父母、孫又は祖父母	(494)
第 2 款	生計維持及び生計同一の意義	495
第 1 項	生計維持要件及び生計同一要件	(495)
第 2 項	認定基準	(496)
第 3 節	遺族基礎年金	501
第 1 款	支給要件	501
第 2 款	遺族の範囲及び順位	502
第 3 款	給付の制限	503
第 4 款	年金額	504
第 1 項	配偶者に対する年金の額	(504)
第 2 項	子に対する年金の額	(506)
第 5 款	受給権の消滅	507
第 4 節	寡婦年金	508
第 1 款	支給要件及び給付の制限	508
第 2 款	年金額	509
第 3 款	受給権の消滅	510
第 5 節	死亡一時金	510
第 1 款	支給要件及び給付の制限	511
第 2 款	遺族の範囲及び順位	512

第3款	一時金額	513
第6節	遺族厚生年金	513
第1款	支給要件	513
第1項	概説(513)	
第2項	3分の2要件及び直近1年間要件(515)	
第3項	障害者要件(515)	
第2款	短期要件と長期要件の遺族厚生年金	516
第1項	短期要件と長期要件の遺族厚生年金の違い(516)	
第2項	短期要件の遺族厚生年金(516)	
第3項	長期要件の遺族厚生年金(517)	
第3款	遺族の範囲及び順位	517
第4款	給付の制限	518
第5款	年金額	519
第1項	概説(519)	
第2項	遺族厚生年金の基本額(520)	
第3項	老齢厚生年金の受給権を有する65歳以上の配偶者に支給される遺族厚生年金の額(521)	
第4項	年金額の改定(523)	
第6款	中高齢寡婦加算、経過的寡婦加算及び特例加算	523
第1項	中高齢寡婦加算(523)	
第2項	経過的寡婦加算(524)	
第3項	特例加算(525)	
第7款	受給権の消滅	526
第8章	保険財政	528
第1節	保険財政概説	528
第2節	年金財政とその安定化	529
第1款	財源及び年金特別会計	529
第1項	財源(529)	
第2項	年金特別会計(530)	
第2款	年金財政の長期的安定及び財政検証	530
第1項	年金財政の長期的安定(530)	
第2項	財政検証(531)	
第3款	年金財政の安定化のための措置	531
第1項	年金額の調整、調整期間及び有限均衡方式(531)	
第2項	マクロ経済スライドによる年金水準の引下げ(532)	
第3項	保険料水準の段階的引上げ及び保険料水準固定方式(533)	
第3節	基礎年金及び厚生年金の財政	534
第1款	基礎年金の財政及び基礎年金拠出金	534
第1項	基礎年金の財政(534)	
第2項	基礎年金拠出金(536)	
第3項	みなし基礎年金の財政及び基礎年金交付金(539)	

- 第2款 厚生年金の財政及び厚生年金交付金・厚生年金
 抛出金 540
 第1項 厚生年金の財政及び厚生年金交付金(540) 第2項 厚生
 年金抛出金(541)

第4節 国庫負担 544

- 第1款 概説 544
第2款 基礎年金に係る国庫負担とその割合及び額 546
 第1項 国庫負担及び地方負担(546) 第2項 国庫負担の割合及
 び額(546)
第3款 特別国庫負担 547
第4款 事務費に係る国庫負担 548

第5節 国民年金の保険料 550

- 第1款 保険料の額 550
第2款 保険料の納付義務及び納期限 551
 第1項 保険料の納付義務及び連帯納付義務(551) 第2項 保険
 料の納期限(553)
第3款 保険料の免除 553
 第1項 概説(553) 第2項 法定免除(555) 第3項 申請全額
 免除(557) 第4項 申請一部免除(560) 第5項 産前産後期間
 中の保険料の免除(562)
第4款 保険料の納付の特例 562
 第1項 学生納付特例(563) 第2項 若年者納付猶予(564)
 第3項 中年者納付猶予(565)
第5款 保険料の前納及び追納 565
 第1項 保険料の前納(565) 第2項 保険料の追納(567)
第6款 保険料の納付方法 569
 第1項 一般の納付方法(569) 第2項 口座振替による納付(569)
 第3項 指定代理納付者による納付(570) 第4項 納付受託者へ
 の委託による納付(570) 第5項 保険料納付確認団体による保険
 料納付の確認(571)
第7款 付加保険料 571
第8款 特例保険料及び特例付加保険料 572
 第1項 特例保険料の納付及び追納(572) 第2項 特例付加保険
 料の納付(574)

第6節 厚生年金の保険料 575

- 第1款 保険料の額及び保険料の免除 575

- 第1項 保険料の額及び保険料率（575） 第2項 保険料の免除（576）
- 第2款 保険料の納付義務、負担義務、源泉控除、納期限、過納充当及び納付方法 577
 - 第1項 保険料の納付義務（577） 第2項 保険料の負担義務（579）
 - 第3項 保険料の源泉控除、納期限、過納充当及び納付方法（581）
- 第3款 被保険者が保険料を負担しない場合の事業主の対応策 583
 - 第1項 概説（583） 第2項 後になって支払う報酬又は退職手当からの控除（583） 第3項 不当利得の返還請求（584） 第4項 労働契約の附随義務に基づく返還請求（586）
- 第7節 事業主が保険料の納付を怠った場合の法的責任及び救済立法 587
 - 第1款 保険料納付懈怠の類型及び法的責任 587
 - 第1項 保険料納付懈怠の類型（587） 第2項 事業主の法的責任（588）
 - 第2款 事業主の損害賠償責任 589
 - 第1項 法的根拠（589） 第2項 債務不履行責任（本来的債務不履行責任）（591） 第3項 債務不履行責任（附随義務不履行責任）（592） 第4項 不法行為責任（594） 第5項 賠償額（596）
 - 第6項 過失相殺（600） 第7項 損害賠償請求権の消滅時効（603）
 - 第3款 事業主の差額保険料相当額の返還責任 607
 - 第4款 国等の損害賠償責任 608
 - 第5款 救済立法（厚生年金特例法） 609
 - 第1項 厚生年金特例法（609） 第2項 保険料徴収権が時効消滅した場合の年金の支給又は増額（610） 第3項 特例納付保険料の納付及び納付しない事業主名の公表（611） 第4項 国による費用負担と代位請求（612）
- 第8節 保険料の徴収、納入の告知、保険料徴収権の消滅時効、保険料納付の督促、延滞金の徴収及び滞納処分 613
 - 第1款 保険料の徴収、徴収猶予、繰上げ徴収及び納入の告知 613
 - 第1項 保険料の徴収、徴収猶予及び繰上げ徴収（613） 第2項 納入の告知（615）
 - 第2款 保険料徴収権の消滅時効 617
 - 第1項 消滅時効（617） 第2項 督促等による時効の完成猶予及

び更新 (619)

第3款 保険料納付の督促 620

第4款 延滞金の徴収及び延滞金の額 621

第1項 延滞金の徴収 (621) 第2項 延滞金の額及び延滞金の割合の特例 (623)

第5款 滞納処分 624

第1項 意義 (624) 第2項 滞納処分 (625) 第3項 滞納処分の委任 (626) 第4項 先取特権の順位 (628)

第9節 積立金とその運用 629

第1款 積立金 629

第1項 積立金を保有する意義 (629) 第2項 特別会計積立金と実施機関積立金 (629)

第2款 積立金の運用 630

引用文献 633

判例索引 647

事項索引 656